



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

○市営土地改良事業施行の同意（村づくり計画課）…………… 1

公 告

○砂利採取業務主任者試験の実施（産業政策課）…………… 1

選挙管理委員会事項

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 2

告 示

沖縄県告示第430号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり市営土地改良事業の施行を同意した。

平成24年 8月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 名護市
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 第二野国名地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用道路）
- 3 同意年月日 平成24年 8月14日

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成24年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成24年 8月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 日時及び場所
 - (1) 日時 平成24年11月 9日（金曜日）午前10時から午前12時まで
 - (2) 場所
 - ア 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県本庁舎内会議室
 - イ 宮古島市平良字西里1125番地 沖縄県宮古事務所内会議室
 - ウ 石垣市字真栄里438番地の1 沖縄県八重山事務所内会議室
- 2 受験手続 受験願書を平成24年10月 1日（月曜日）から同月26日（金曜日）までに沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）、沖縄県宮古事務所総務課（宮古島市平良字西里1125番地）又は沖縄県八重山事務所総務課（石垣市字真栄里438番地の1）に提出すること。受験願書を郵送により提出

する場合は、願書受付締切当日の消印のあるものまで有効とする。

- 3 その他 詳細については、沖縄県商工労働部産業政策課（電話番号098-866-2330）、沖縄県宮古事務所総務課（電話番号0980-72-2551）又は沖縄県八重山事務所総務課（電話番号0980-82-3040）に問い合わせること。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成24年沖縄県選挙管理委員会告示第7号は、廃止する。

平成24年 8月28日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 阿波連 本伸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 21,833
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 248,604
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選 挙 区 名	3 分 の 1 の 数
名護市	15,356
うるま市	30,313
沖縄市	33,991
宜野湾市	23,686
浦添市	28,058
那覇市	83,262
豊見城市	14,687
南城市	10,618
糸満市	14,878
宮古島市（宮古郡を含む。）	14,656
石垣市（八重山郡を含む。）	13,808
国頭郡（島尻郡伊平屋村及び伊是名村を含む。）	18,429
中頭郡	38,243
島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）	23,893

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---